

## 境港市介護保険運営協議会設置要綱の改正について

---

# 境港市介護保険運営協議会設置要綱の改正について

## 1. 介護保険運営協議会の所轄事項について

### 介護予防・日常生活支援総合事業について

平成27年度から法改正により介護予防・日常生活支援総合事業が始まり、本市においても平成28年度からこの事業を実施しています。この事業についての実施方法などについては、介護保険運営協議会において協議されていますが、運営協議会設置要綱の所管事項になっていないため所管事項の整理を行います。

改正前	改正後
(1) 法第42条の2第5項に規定する地域密着型介護サービス費及び法第54条の2第5項に規定する地域密着型介護予防サービス費の額に関する事。	(1) 地域密着型サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業の額に関する事。
(2) 法第78条の2第6項に規定する指定地域密着型サービス事業者及び法第115条の12第4項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する事。	(2) 地域密着型サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業の指定に関する事。
(3) 法第78条の4第5項に規定する指定地域密着型サービス及び法第115条の14第5項に規定する指定地域密着型介護予防サービス等の人員、設備及び運営等に関する基準並びに同サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に関する事。	(3) 地域密着型サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業の指定基準に関する事。
(4) 地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスにおけるサービスの質の確保並びに適正な運営を確保するため、市長が必要と認めたこと。	(4) 地域密着型サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業の質の確保並びに適正な運営を確保するため、市長が必要と認めたこと。

